



# 鳥取県公報

平成16年 1月 9日(金)  
第 7 5 4 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	青少年に有害な図書類の指定 (3) (協働推進室) .....	1
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (4) (住宅環境課) .....	1
	臨時種畜検査の実施 (5) (畜産課) .....	3
	地域森林計画の決定 (6) (林政課) .....	3
	地域森林計画の変更 (2件) (7・8) (〃) .....	3
	内水面における漁業の免許 (9) (水産課) .....	4
	公共測量の実施 (2件) (10・11) (管理課) .....	5
	都市計画の変更予定 (12) (都市計画課) .....	5
調達公告	落札者の決定 (産業開発課) .....	6

## 告 示

### 鳥取県告示第3号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号) 第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年 1月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発行記号等	表示された発行所名
6 9 6 1	雑誌その他の 刊行物	ザ・ベストMAGAZINE 別冊SCRAMBLE	雑誌 14004 - 01	KKベストセラーズ
6 9 6 2	雑誌その他の 刊行物	すっぴん 01月号 HYPER GENIC Kissui! Vol.002	雑誌 05464 - 1	英知出版株式会社
6 9 6 3	雑誌その他の 刊行物	月刊ビタミン 1月号	雑誌 07653 - 1	竹書房

### 鳥取県告示第4号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

智頭町

2 都市計画事業の種類及び名称

智頭都市計画下水道事業 智頭町公共下水道

3 事業施行期間

平成7年1月10日から平成22年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

削除する部分 智頭町大字智頭字岩崎、字チンゴリ、字寺前通り、字町ノ内(乙)、字中縄手西、字京免、字掛上り(二)、字六地藏(一)、字六地藏(二)、字枕田、字櫛谷、字下夕河原、字中三昧、字上三昧、字吉ヶ原、字五駄背、字松神、字三軒家、字飛田河原(一)、字ダンキ所、字飛田河原(二)及び字古川の全部並びに大字市瀬字江兒、字上段、字井手口通り、字村土居、字塚ノ屋敷、字大ノ田、字古澤上ミ、字往来ノ前及び字竹ノ出口、大字智頭字下モ河原、字下モ田、字化昌庵、字上ノ山、字瀬戸田、字筏場、字藤ノ木茶山、字掛上り、字河原町、字中縄手東、字道ノ下、字山崎、字榎木谷、字本折、字高ソトワ、字上市向河原下モ、字上市向河原上平、字寺田、字沖代、字目谷口、字ヲト口、字藤ノ木、字藤ノ木河原、字藤ノ木(二)、字城戸八ナ、字城戸八ナ(二)、字段八ナ、字清右衛門田、字大地戸河原(一)、字大地戸河原(二)、字山崎向河原、字大地戸、字天神免(一)、字天神免(二)、字横瀬、字天神免河原、字クシ谷、字町ノ内(乙)、字町ノ内(甲)、字瀬戸田、字法古庵(一)、字法古庵(二)、字興田、字小松谷、字小松谷上ミ、字法妙寺下夕、字法妙寺、字上市宮ノ前、字八幡、字黒本(一)、字黒本(二)、字龍谷口、字ダン山、字下モ段、字下ダン山、字段、字段八ナ、字上ミ段、字ダソウノ前、字大地戸、字城戸八ナ、字城戸八ナ(二)及び字六地藏(二)、大字岩神字川向、字下モ田、字家ノ上へ、字堂ノ下モ、字中通り、字橋ノ元、字藤ノ木、字上ミ田前、字家ノ上ミ、字大ツエ及び字象ヶ鼻、大字三田字下モ田、字櫛谷口、字柳ノ内、字眷田、字参宮田、字細田、字岸ノ下、字来原、字小深田、字家廻り、字土居、字南口、字天王木、字御墓、字ユウ免、字リウゲンナ、字湯谷家ノ元、字ホキノ元及び字道ノ上工、大字山根字下モ田、字下モ田井手西、字西中間田、字大飛所及び字長ヶ谷向、大字南方字大目谷口、字新ヶ坪、字沖代下、字柁ヶ坪、字新ヶ坪、字蝶ヶ坪、字竹ノ鼻、字森、字霊永寺、字奈留、字福地、字中嶋、字犬神、字土門、字荒木及び字立道並びに大字坂原字城戸ヶ八ナ、字塩田、字ソ子田、字前田、字表土井、字宮ノ下、字室鼻及び字中河原の一部

(2) 使用の部分

追加する部分 智頭町大字智頭字岩崎、字チンゴリ、字寺前通り、字町ノ内(乙)、字中縄手西、字京免、字掛上り(二)、字六地藏(一)、字六地藏(二)、字枕田、字櫛谷、字下夕河原、字中三昧、字上三昧、字吉ヶ原、字五駄背、字松神、字三軒家、字飛田河原(一)、字ダンキ所、字飛田河原(二)及び字古川並びに大字三田字和田中の全部並びに大字市瀬字江兒、字上段、字井手口通り、字村土居、字塚ノ屋敷、字大ノ田、字古澤上ミ、字往来ノ前及び字竹ノ出口、大字智頭字下モ河原、字下モ田、字化昌庵、字上ノ山、字瀬戸田、字筏場、字藤ノ木茶山、字掛上り、字河原町、字中縄手東、字道ノ下、字山崎、字榎木谷、字本折、字高ソトワ、字上市向河原下モ、字上市向河原上平、字寺田、字沖代、字目谷口、字ヲト口、字藤ノ木、字藤ノ木河原、字藤ノ木(二)、字城戸八ナ、字城戸八ナ(二)、字段八ナ、字清右衛門田、字

大地戸河原（一）、字大地戸河原（二）、字山崎向河原、字大地戸、字天神免（一）、字天神免（二）、字横瀬、字天神免河原、字クシ谷、字町ノ内（甲）、字法古庵（一）、字法古庵（二）、字興田、字小松谷、字小松谷上ミ、字法妙寺下夕、字法妙寺、字上市宮ノ前、字八幡、字黒本（一）、字黒本（二）、字龍谷口、字ダン山、字下モ段、字下ダン山、字段、字上ミ段及び字ダソウノ前、大字岩神字川向、字下モ田、字家ノ上へ、字堂ノ下モ、字中通り、字橋ノ元、字藤ノ木、字上ミ田前、字家ノ上ミ、字大ツエ及び字象ヶ鼻、大字三田字下モ田、字櫛谷口、字柳ノ内、字畚田、字参宮田、字細田、字岸ノ下、字来原、字小深田、字家廻り、字土居、字南口、字天王木、字御墓、字ユウ免、字リウゲンナ、字湯谷家ノ元、字ホキノ元、字道ノ上工、字和田山、字和田谷及び字和田奥、大字山根字下モ田、字下モ田井手西、字西中間田、字大飛所、字長ヶ谷向、字源内田、字能座、字北田、字寺坂、字家廻り、字迎田、字長通り、字杉ヶ谷井手上ミ、字荒神谷口井手上ミ、字折居ノ向、字橋本、字寺谷前、字竹ヶハナ及び字フチ屋、大字南方字大目谷口、字新ヶ坪、字沖代下、字枡ヶ坪、字蝶ヶ坪、字竹ノ鼻、字森、字霊永寺、字奈留、字福地、字中嶋、字犬神、字土門、字荒木及び字立道、大字坂原字城戸ヶハナ、字塩田、字ソ子田、字前田、字表土井、字宮ノ下、字室鼻、字中河原、字城山及び字吹谷、大字中田字下河原、字前田、字清水ノ前、字コブヶ及び字大工田、大字新見字松ヶ瀬、字大フヶ、字中嶋、字堂廻り、字前田、字太田、字桐ノ元、字井手口、字寺ノ前、字坂ノ下、字岡ノ前、字サコウ田及び字岡ノ内、大字惣地字見尾中辻、字東、字殿ノ土居、字水アビバ、字岸ヶ鼻及び字大坪並びに大字穂見字懸上り、字柳ヶ谷、字太田、字正ノ田、字隈ノ元、字山ノ神ノ元、字カナヶ谷、字龍佛及び字ツエノ下の一部

#### 鳥取県告示第5号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成16年1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成16年1月30日 午後1時から	東伯郡赤碕町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター 鳥取牧場	牛

#### 鳥取県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を立てたので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成16年1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県告示第7号

森林法の一部を改正する法律（平成15年法律第53号）附則第3条第1項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第6条第6項の規定により告示する。

平成16年1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第8号**

森林法の一部を改正する法律（平成15年法律第53号）附則第3条第1項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第6条第6項の規定により告示する。

平成16年1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第9号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成16年1月1日に内水面における漁業の免許をしたので、次のとおり告示する。

平成16年1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1(1) 免許番号 内共第1号

## (2) 漁業権者の住所及び名称

八頭郡河原町大字長瀬34 - 5

千代川漁業協同組合

## (3) 免許の内容

平成15年11月18日付鳥取県告示第698号（内水面における共同漁業の免許について。以下「免許内容告示」という。）1(1)のとおり

## (4) 制限又は条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

## (5) 存続期間 平成16年1月1日から平成25年8月31日まで

## 2(1) 免許番号 内共第2号

## (2) 漁業権者の住所及び名称

倉吉市大平町103 - 2

天神川漁業協同組合

## (3) 免許の内容

免許内容告示2(1)のとおり

## (4) 制限又は条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

## (5) 存続期間 平成16年1月1日から平成25年8月31日まで

## 3(1) 免許番号 内共第3号

## (2) 漁業権者の住所及び名称

米子市熊党323 - 1

日野川水系漁業協同組合

## (3) 免許の内容

免許内容告示3(1)のとおり

## (4) 制限又は条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

## (5) 存続期間 平成16年1月1日から平成25年8月31日まで

4(1) 免許番号 内共第4号

(2) 漁業者の住所及び名称

鳥取市湖山町南一丁目969 - 5

湖山漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示4(1)のとおり

(4) 制限又は条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(5) 存続期間 平成16年1月1日から平成25年8月31日まで

5(1) 免許番号 内共第5号

(2) 漁業者の住所及び名称

東伯郡羽合町大字上浅津123 - 20

東郷湖漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示5(1)のとおり

(4) 制限又は条件 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(5) 存続期間 平成16年1月1日から平成25年8月31日まで

#### 鳥取県告示第10号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国道交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成16年 1月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 公共測量（一級基準点測量）

2 作業期間 平成16年1月7日から同年2月28日まで

3 作業地域 米子市陰田町

#### 鳥取県告示第11号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成16年 1月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 公共測量（米子市都市計画基本図作成業務）

2 作業期間 平成15年12月19日から平成16年3月31日まで

3 作業地域 米子市全域及び西伯郡日吉津村全域

#### 鳥取県告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成16年1月9日から同月23日まで郡家町役場（八頭郡郡家町大字郡家493）、船岡町役場（八頭郡船岡町大字船岡539）及び河原町役場（八頭郡河原町大字渡一木277）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成16年1月23日までに知事に意見書を提出することができる。

平成16年 1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

八頭郡中央都市計画道路3・6・1号高福西御門線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

八頭郡河原町大字高福字中道端、字長通り及び字流シ山、大字山手字堂免、字古屋、字笹谷下夕、字堤谷、字堤谷上分、字地ユノ谷上分及びチクノ谷口、大字郷原字木戸口上分、字地オユ口、字大入、字地オユ、字地オユ下平、字上ノ山、字小石堂、字石堂口、字石堂、字カル田及び字小山、大字三谷字下土居、字百井田、字国ヶ谷、字上下野及び字上野、八頭郡郡家町大字石田百井字下山、字里岡谷奥及び字妙見谷口、大字西御門字櫻、字高松、隅ノ内及び山崎並びに八頭郡船岡町大字破岩字里岡谷、字墓ノ谷、字見平及び字山根、大字船岡字大鏡、字隈田、字上善久菴番、字三郎五郎、字上善久二番、字中道三番、字中溝、字幸河宮一番、字馬場崎三番、字馬場崎二番、字大水掛ヶ、字上大河原、字狐塚下分、字下モ向田、字本狐塚、字上狐塚、字中吉丁及び字下濃下夕、大字下濃字西ノ前、字経塚、字下野町、字中野町及び字上野町並びに大字上野字下野町、字入尾免、字野町、字コフ路、字澤及び字西ノ下モ

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県産業技術センター機械素材研究所各種試験研究機器等移転業務 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成15年11月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 鳥取県産業技術センター機械素材研究所移転業務共同企業体  
広島県広島市南区東雲二丁目13 - 15
- 5 落 札 金 額 69,961,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成15年10月14日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県産業技術センター機械素材研究所  
及び所在地 米子市夜見町3001 - 6